

(仮訳)

G 1 0 中央銀行総裁・監督当局長官、改訂された自己資本の枠組の公表を承認

2004 年 6 月 26 日

G 1 0 の中央銀行総裁および銀行監督当局の長官は本日会合を開き、「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」の公表を承認した。これは、一般に「バーゼル II」として知られている新しい自己資本充実の枠組である。総裁・長官会合は、上記文書の作成に当たったバーゼル銀行監督委員会が同文書を総裁・長官会合の検討に付すことを決定した翌日に、バーゼル（スイス）の国際決済銀行において開催された。

バーゼル II の枠組は、銀行がよりリスク感応度の高い最低自己資本ルールを採用するにあたっての詳細を提示している。新しい枠組では、こうしたリスク感応度の高いルールを補強する手段として、銀行が自らの自己資本充実度を評価し、監督当局がその評価を検証することによって、銀行がリスクを支えるのに十分な自己資本を保有していることを確保するための原則が定められている。新しい枠組ではまた、銀行の財務報告の透明性を高めることで市場規律を強化することも企図されている。本日公表された文書には、全世界の監督当局ならびに銀行業界との間で行われた広範な協議の結果が反映されている。本文書は、各国においてルール設定や承認のプロセスを継続するため、また、銀行が新しい枠組の実施に向けて準備を完了するためのベースとなるであろう。

G 1 0 中央銀行総裁・銀行監督当局長官会合の議長であり、欧州中央銀行の総裁である Jean-Claude Trichet 氏は、「バーゼル II はリスク管理と銀行監督とを包括した手法である。バーゼル II は銀行の安全性と健全性を高め、金融システム全体の安定性を強化し、経済全般の持続的な成長の源としての金融セクターの機能を向上させることにつながる。この改訂された枠組を国際社会に提示することを喜ばしく思う」と説明した。

バーゼル銀行監督委員会の議長であり、スペイン中央銀行の総裁である Jaime Caruana 氏は、「新しい枠組は、銀行のリスク測定およびリスク管理システムを改善するかつてないチャンスである。本枠組は、先進的な銀行が成し遂げた進歩を土台とし、それらの進歩を統合したものであって、全ての銀行にとって本枠組により内部プロセスを継続的に強化するインセンティブが与えられる。バ

ーゼル II の枠組は、銀行に対して、リスク管理システム、ビジネス・モデル、自己資本戦略、および開示基準の高度化や改善を促すことにより、銀行の効率性と耐久力を全体的に改善する」と付け加えた。

バーゼル委員会は、各国における本枠組の採用と承認のプロセスと並行して、枠組の実施に関する主要な論点について引続き業界や他の当局と議論することを計画しており、G 1 0 総裁および長官はこれを支持した。

バーゼル委員会は、メンバー国において新しい枠組を 2 0 0 6 年末に適用可能とする意向である。最も先進的なリスク測定手法については、銀行と監督当局が影響度を分析したり、現行ルールと新ルールの双方に基づいて予備計算を行ったりする期間を更に 1 年設けるため、2 0 0 7 年末に適用可能とする。G 1 0 総裁および長官は、他の当局に対し、現状において自国監督制度がバーゼル II の枠組を採用し得る状態にあるかを検討するよう促し、各々の優先順位に従って自らのペースで進歩を図ることを勧奨する。

また、総裁および長官は、過去 6 年間に於いて、改訂された枠組を構築し、また、質を高めるためのプロセスに貢献した全ての関係者に感謝するとともに、当委員会の前議長である William McDonough 氏と現議長である Jaime Caruana 氏のリーダーシップに謝意を表した。総裁および長官は、G 1 0 諸国内ならびに世界中で透明かつ大規模な市中協議を行ったことがバーゼル委員会の作業にとって有益であったことを指摘した。これらの市中協議により、新しい枠組は世界的な成果となった。総裁および長官は、今後ともバーゼル委員会は公開性と協議重視の精神に基づいて作業を行うと述べた。当委員会が今後の計画について定期的に業界に情報を提供することにより、当委員会および業界は作業の優先順位を効率的に決めることができるであろう。

編集者のための解説

バーゼル II とは何か

「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」（「バーゼル II の枠組」）には、銀行の最低所要自己資本に関する一連の新しい基準が提示されている。本枠組は、G 1 0 諸国の中央銀行および銀行監督当局のグループであるバーゼル銀行監督委員会により策定された。なお、最初の基準は 1 9 8 8 年に策定されている。

なぜ銀行には自己資本ルールが適用されるのか

活発な銀行市場を有する国では殆ど例外なく、銀行に対し少なくとも一定水準の最低自己資本を保有することを求めている。銀行にとって自己資本は将来の成長の礎であり、また予期せぬ損失に対するクッションともなる。十分な自己資本を保有し、適切な経営を行っている銀行は、景気低迷期を含むビジネスサイクル全体を通して、損失に耐え、消費者と企業の双方に信用を供給する能力が高い。従って、適正な水準の自己資本は、銀行システムに対する公衆の信頼を高める。

銀行と監督当局の双方にとって技術的な課題であったのは、予期せぬ損失に対する十分なバッファとして、どの程度の自己資本が必要であるかを判定することであった。自己資本水準が低過ぎれば、銀行は大規模な損失を吸収し切れない可能性がある。自己資本水準が著しく低い場合、銀行破綻のリスクが増大し、その結果として預金者の資金もリスクに晒される。一方、自己資本水準が高過ぎれば、銀行は資金を最も効率的な方法で運用することができず、信用供与能力を制約される可能性がある。

銀行には現在どのようなルールが適用されているのか

1 9 8 8 年バーゼル合意は、銀行の自己資本の定義および最低水準に関する最初の国際的合意であった。バーゼル委員会は、様々な国の様々な銀行が適用し得る単純な基準として 1 9 8 8 年合意を策定した。同合意は、銀行に対し、同種の債務者毎に大まかな「区分（クラス）」を設定し、それらの区分毎にエクスポージャーを分類することを求めている。同種の債務者に対するエクスポ

ージャー（例えば、法人債務者に対する全てのエクスポージャー）には、信用度の潜在的な差異や個々の債務者が及ぼし得るリスクには関わりなく、同一水準の所要自己資本が課されている。

1988年合意は、当初はG10諸国の国際的に活動する銀行のみを対象としていたものの、銀行の支払能力基準としての認知が急速に広がり、現在では、何らかの形で同合意を採用している国は百ヶ国近いと考えられている。1988年合意は信用リスクに焦点を当てたものとなっていたが、当委員会は1996年に市場リスクへのエクスポージャーに対する所要自己資本を導入し、同合意を補足した。

今日なぜ新しい自己資本基準が必要なのか

リスク管理実務、テクノロジー、および銀行市場の発展に伴い、多くの銀行にとって1988年合意における単純な自己資本計測手法の意義は薄れた。例えば、1988年合意ではエクスポージャーの大まかな区別に所要自己資本が設定されているのみで、個々の債務者の相対的な信用度は勘案されていない。

同様に、内部プロセスの改善、より高度なリスク測定手法の採用、および証券化等の先進的なリスク管理実務の利用拡大に伴って、先進的な銀行においては、エクスポージャーや業務をモニターし、管理する方法が変わってきた。監督当局および先進的な銀行は、1988年合意の静態的（static）なルールは健全なリスク管理実務の進歩に遅れをとっていると考えた。これは、現行の自己資本比率規制が銀行の現実の業務慣行を反映していない可能性があることを示唆している。

バーゼルIIは1988年合意とどの様に違うのか

バーゼルIIの枠組は、銀行業務に付随するリスクをより正確に反映し、リスク管理改善への強いインセンティブを与えるものである。本枠組は、所要自己資本の設定に関する1988年合意の基本構造を土台としつつ、銀行が実際に直面するリスクに対して自己資本の枠組の感応度を高めるものである。このことは、信用損失のリスクをより正確に反映するよう所要自己資本の設定方法を修正すること、および、事務ミスにより損失を被るリスクに係るエクスポージャーに対して新たに所要自己資本を課すこと、などにより実現される。

但し、バーゼル委員会は、改訂された枠組の中で、より高度でリスク感応度の高い手法を採用するインセンティブを与えつつも、最低所要自己資本の全体的な水準はほぼ現状どおりとすることとしている。バーゼル II は、こうして計算される最低所要自己資本と、監督上の検証、および市場規律を組み合わせることにより、リスク管理の改善を促す枠組となっている。

バーゼル II の枠組の目標は何か、如何にその目標を達成するのか

バーゼル II の枠組全体を貫く目標は、銀行に対し適切な自己資本保有とリスク管理の改善を促し、これを通じて金融システムの安定を強化することにある。本目標は「三つの柱」を導入することにより達成される。三つの柱は、互いを補強し合い、銀行に対して内部管理プロセスの質を高めるインセンティブを与える。第一の柱では 1988 年合意下の最低所要自己資本が大幅に強化され、第二および第三の柱では自己資本に係る監督に革新的な要素が追加されている。

1. 新しい自己資本の枠組の「**第一の柱**」は、1988 年合意における指針を改訂し、個々の銀行が実際に抱える経済的損失のリスクをより密接に反映した水準に**最低所要自己資本**を設定する。
 - ・ 第一に、バーゼル II の枠組は、信用リスクがより高いと考えられる債務者についてはより高い水準の所要自己資本を課す（より低い信用リスクの債務者についてはより低い水準の所要自己資本を課す）という手法を全般的に適用することにより、信用リスクに対する自己資本の枠組の感応度を高める。銀行および監督当局に対しては 3 つの選択肢が与えられており、個々の銀行の業務や内部管理機能の先進性に応じて最も適切と思われる手法を選択することができる。
 - ・ より単純な形態の貸出や信用引受けを業務とし、かつ、より単純な内部管理の構造を有する銀行は、信用リスクに係る「標準的手法」を採用し、自己資本比率規制上、外部の信用リスク評価を用いて債務者の信用の質を評価することができる。
 - ・ より高度なリスク・テイキングを行い、先進的なリスク測定システムを開発している銀行は、監督当局の承認を前提として、信用リスクに係る 2 つの「内部格付 (I R B)」手法のうちの何れかを選択することができる。内部格付手法を選択する銀行は、債務者の信用リスクの測定に関し、自行内部の測定方法に一部依存し

ながら所要自己資本を計算することができる。もっとも、本手法を用いる場合は、データ、検証、および業務運営に関する厳格な要件を満たさなければならない。

- ・ 第二に、バーゼル II の枠組は、システム、事務プロセスおよび職員が引き起こす問題や、外部事象から損失が発生するリスクに対し、明示的に所要自己資本を課している。銀行は、信用リスク・エクスポージャーの測定に際して与えられる選択肢の構成に類似した3つの手法のうち、何れかを用いてオペレーショナル・リスク・エクスポージャーを計測する。手法の選択においては、オペレーショナル・リスクの分野における当該銀行の内部管理の質とその先進性に対し、銀行が選択する手法が合致しているかという点について、銀行と監督当局の見解が一致していることが前提となる。
- ・ バーゼル II の枠組は、銀行が自ら算定した信用リスクおよびオペレーショナル・リスク・エクスポージャーをより密接に反映した水準に所要自己資本を設定することにより、それらの算定の高度性を高めるインセンティブを銀行に与える。バーゼル II はまた、より包括的かつ正確なリスク測定や、より実効的なリスク・エクスポージャーの管理手順の導入に対し、所要自己資本の低下というかたちで明確なインセンティブを与える。

II . 新しい自己資本の枠組の「**第二の柱**」は、銀行が抱えるリスク全般に関する銀行自身の評価について、実効的な監督上の検証が行われる必要性を認識するものであり、銀行の経営陣がリスクに対する健全な判断を行い、かつそれらのリスクに対して適切な自己資本を準備していることを確保するためのものである。

- ・ 監督当局は、個々の銀行の業務内容およびリスク特性を評価し、第一の柱で算定される最低所要水準を上回る自己資本を保有すべきかどうかを判断するとともに、是正措置の必要性についても検討する。
- ・ 当委員会は、監督当局がリスクの測定と管理に係る銀行の内部プロセスについて当該銀行と対話を行う際に、健全なリスク管理体制の構築や内部プロセスの改善を促す黙示的なインセンティブを与えることを期待する。

III . 「**第三の柱**」は、銀行の公表レポートの透明度を高めることにより、健

全な経営を促す市場規律の力を強化する。第三の柱では、銀行が自らの自己資本充実度をより明確に示すために行わなければならない公衆への開示内容が示されている。

- ・ 当委員会は、市場参加者が、銀行の業務内容や銀行がエクスポージャー管理のために設けている内部管理の状況について十分に理解していれば、銀行間の差異をより適切に見分け、慎重にリスク管理を行っている銀行を高く評価する一方で、そうでない銀行にはペナルティを課すことができると考える。

(仮訳)

バーゼル II : 「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化 : 改訂された枠組」

2004年6月

序 文

1. 本レポートは、バーゼル委員会(当委員会)が、国際的に活動する銀行の自己資本充実に係る監督上の規則を改訂するに当たって、国際的統一性を確保するために最近数年間に行ってきた作業の結果を提示するものである。
1999年6月に当委員会が自己資本充実の枠組の改訂に関する最初の一連の提案を行った後、全てのメンバー国において広範な市中協議プロセスが開始され、同提案はその他の世界各国の監督当局にも回付された。当委員会はその後、2001年1月および2003年4月にも追加的な提案を市中協議に付し、更に同提案に関する定量的影響度調査を3回にわたり行った。こうした努力の結果、当初提案には多くの貴重な改善が加えられた。今回公表するペーパーは、全メンバーの合意に基づく当委員会の声明である。本ペーパーには、自己資本充実度の測定に関し合意された枠組および達成すべき最低基準が詳述されており、当委員会のメンバー国の監督当局は、それぞれの国においてこれを採用すべく提案を行う。本枠組ならびにそこに含まれる基準は、G10諸国の中央銀行総裁および銀行監督当局の長官により承認された。
2. 当委員会は、メンバー当局がそれぞれの国において適切な採用手続きを進めることを期待する。幾つかのケースにおいては、この手続きの一環として、当委員会が提案する枠組の影響に関して更なる調査が行われたり、利害関係者が各国当局にコメントを寄せる機会が今一度設けられたりするであろう。当委員会は、ここに提示する枠組を2006年末に適用可能とする意向である。しかし、当委員会は、最も先進的な手法については影響度調査や予備計算をもう一年行う必要があると感じている。従って、これらの手法は2007年末に適用可能となる。改訂された枠組への移行についての詳細、および各々の手法への移行方法は、パラグラフ45から49に述べられている。
3. 本文書は世界各国の監督当局に回付される。各国当局に対しては、それぞれの監督上の優先課題全般を考慮のうえ、自らが適当と考える時期に、この改訂された枠組を採用することを勧奨する。改訂された枠組においては、世界

中の銀行および銀行システムが採用し得る選択肢が用意されている。しかし、当委員会は、近い将来に本枠組へ移行することが、全ての非G10諸国において監督の強化という観点から第一位の優先課題となるとは考えていない。そうした場合、各国監督当局は枠組実施のタイムテーブルと手法を策定するに当たり、改訂された枠組が自国銀行システムにどのような利益をもたらすかを注意深く検討すべきである。

4. 1988年合意の改訂作業を行うに当たって当委員会が基本的な目標としたことは、国際的に活動する銀行の間で自己資本の充実に関する規則が競争上の不平等の大きな原因とならないよう、枠組の十分な整合性を維持しつつ、国際銀行システムの健全性と安定性を一段と強化することであった。当委員会は、改訂された枠組は銀行業界に対し、より強固なリスク管理実務の採用を促すと信じており、それが同枠組の主要な利点のひとつであると考えている。当委員会は、銀行やその他の利害関係者が、提案に対するコメントにおいて、改訂された枠組の基礎を成す三つの柱（最低所要自己資本、監督上の検証、および市場規律）のアプローチの概念と理論を歓迎したと認識している。より一般的に言えば、銀行やその他の利害関係者は、銀行実務やリスク管理実務の変化を勘案して自己資本に関する規則を改善すると同時に、各国レベルで可能な限り統一的に適用し得る枠組としての利点を維持する、という方針に賛意を表明した。
5. 当委員会は、枠組を改訂するに当たり、リスク感応度を大幅に高めた自己資本ルールを構築することを目指した。この自己資本ルールは、概念的に健全であると同時に、個々のメンバー国で現在用いられている監督および会計制度固有の特徴を適切に考慮したものでなければならなかった。当委員会は、この目標は達成されたと考えている。また当委員会は、1988年の自己資本充実の枠組の主要な要素を維持することとしている。例えば、全体としてリスクアセットの少なくとも8%相当の総自己資本保有を求めること、市場リスクの取扱いに関する1996年の「マーケット・リスクを自己資本合意の対象に含めるための改定」の基本的構造、適格とされる自己資本の定義、などがそれである。
6. 改訂された枠組の大きな革新点のひとつは、銀行の内部システム上のリスク評価を所要自己資本算定上のインプットとしてより大幅に活用していることである。当委員会は本措置を採るに当たり、それらの内部的なリスク評価の完全性(integrity)を確保するため、一連の詳細な最低要件を提示してい

る。当委員会は、銀行のリスク管理方針やリスク管理実務の形態ないし具体的運用について指示するつもりはない。各々の監督当局は、銀行の内部管理やそのためのシステムが所要自己資本算定のベースとして用い得る適切なものであることを確保するため、一連の検証手続きを策定することになる。特に枠組の導入期間中において、監督当局は銀行の準備状況に関し健全な判断を行う必要がある。監督当局が最低要件の遵守状況を検証するのは、あくまでも銀行が所要自己資本の算定にプルーデントな情報をインプットする能力を十分に備えていることを確認するための手段であり、当委員会は最低要件の遵守自体が目的とならないよう期待する。

7. 改訂された枠組には、信用リスクおよびオペレーショナル・リスクの所要自己資本を算定する手法として、幾つかの選択肢が設けられている。銀行および監督当局は、それぞれの業務内容や金融市場のインフラストラクチャーに最も適した手法を選択することができる。更に本枠組は、各国市場毎に異なる状況に基準を適合させることができるよう、各々の選択肢を適用するに当たって各国が一定限度内の裁量を行使することを認めている。但し、適用方法が十分に整合的なものとなるよう、各国当局は相当な努力を払わなければならない。当委員会は、今後、整合性を一段と高めるために枠組の実施をモニター・検証する所存である。特に、当委員会の新規制実施作業部会（A I G）の創設目的は、枠組実施のアプローチについて監督当局間の情報交換を促し、実施の整合性を図ることにある。
8. 枠組を効果的に実施するためには、母国当局と現地当局の協力を強化する必要がある。当委員会は、母国当局がこうした協力関係をリードする重要な役割を担うものと認識している。A I Gは、銀行の実施負担を軽減し、監督資源を節約するための協力と協調に関する実務的な取決めを策定中である。当委員会は、A I Gの作業ならびに同部会が監督当局や銀行業界との間で行った意見交換に基づいて、改訂された枠組のクロスボーダー実施に関する一般原則、および、先進的計測手法によるオペレーショナル・リスクの自己資本賦課に焦点を絞った母国当局および現地当局のための諸原則を公表した。
9. 強調しておくべきことは、改訂された枠組が、国際的に活動する銀行の自己資本に関する最低水準を設定するために構築されたものだということである。1988年合意と同様に、各国当局がより高い自己資本を最低水準として設定することは自由である。各国当局はまた、自らが免許を付与する銀行に対し、自己資本充実度の補足的な基準を導入することも自由である。例え

ば、各国当局は、正確なリスク・エクスポージャーの測定に関し、いかなる自己資本ルールにも存在する潜在的な不確実性への対応として、あるいは、銀行の負債による資金調達を抑制したい場合に、これらの補足的な基準を用いることができる。本枠組が提示する基準に加えて国内で補足的な自己資本基準（レバレッジ・レシオや大口与信規制など）を用いる場合は、補足的な基準により求められる自己資本の水準の方がより厳しいこともあり得る。より一般的に言えば、監督当局は、第二の柱の下で、銀行が規制上の最低水準を上回る自己資本に基づいて業務を行うことを期待すべきである。

- 10．改訂された枠組は1988年合意に比べてリスク感応度が高いものの、国内銀行市場のリスクが相対的に高い国は、銀行に対してバーゼル合意の最低水準を超える自己資本を保有することを求めるべきか否かを検討する必要がある。これは、構造がより大まかな標準的手法を採用する銀行に対して特に当てはまることであるが、内部格付（IRB）手法を用いている場合でも、大規模損失が発生するリスクは本枠組で想定されている以上に高いことがあり得る。
- 11．当委員会はまた、銀行および監督当局が、改訂された枠組の第二の柱（監督上の検証）および第三の柱（市場規律）に適切な注意を払う必要があることを明確にしておきたい。銀行が自己資本充実度を評価する努力を行い、監督当局が当該評価を検証するといった第二の柱を確実に実行することによって、最低所要自己資本に係る第一の柱を補完することが極めて重要である。更に、本枠組の第三の柱に定められているディスクロージャーは、市場規律が他の二つの柱を効果的に補完していく上で不可欠である。
- 12．当委員会は、国内的にも国際的にも、健全性規制上のアプローチと会計上のアプローチの相互関係が、自己資本充実度の測定における比較可能性やこれらのアプローチの実施コストに大きな影響を与え得ることを認識している。この意味で、当委員会は、非期待損失と期待損失に係る当委員会の決定は大きなステップであったと考える。当委員会とそのメンバーは、会計当局との対話において引続き能動的な役割を果たし、健全性規制の基準と会計基準の不適切な相違をできる限り減じるよう、努力を行っていく所存である。
- 13．本文書に提示する改訂された枠組には、当委員会が2003年4月に公表した最新の協議案に比して幾つかの大きな変更点がある。それらの変更の幾つかについては、当委員会が2003年10月、2004年1月、および

2004年5月に発したプレスリリースの中で既に述べられている。これらのプレスリリースでは、期待損失(EL)と非期待損失(UL)の取扱いや、証券化エクスポージャーの取扱いの変更などが説明された。これらに加え、信用リスク削減手法や適格なりボルピング型リテール向けエクスポージャーの取扱いを含む幾つかの変更が盛り込まれている。当委員会はまた、先進的内部格付手法を用いる銀行はデフォルト時損失率(LGD)パラメータに景気後退の影響を織り込む必要がある、との期待を明確にするよう努めた。

14. 当委員会は、最低所要自己資本の全体的な水準に関する当委員会の目標を再度明言することが重要であると考え。すなわち、改訂された枠組においてより先進的でリスク感応度の高い手法を採用するインセンティブを与えつつ、最低所要自己資本の全体的な水準をほぼ現状どおりとする、という目標である。当委員会は、改訂された枠組の実施に先立って水準調整を更に見直す必要があることを確認した。当委員会は、そうした見直しを行う時点において入手可能な情報から、自己資本総額に関する当委員会の目標が達成されないことが判明した場合は、これに対処するために必要な措置をとる用意がある。水準調整は枠組自体の構造とは切り離して行うとの原則に立ちつつ、具体的な調整は改訂された枠組により算定されたIRBの所要自己資本に単一のスケールリング・ファクター(1超あるいは1未満)を適用するというものになる。期待損失・非期待損失に係る決定に基づく調整を行いつつ、第三次定量的影響度調査(QIS3)のデータを使って算出した、現時点における最も蓋然性の高いスケールリング・ファクターの推計値は1.06である。スケールリング・ファクターの最終的な決定は、予備計算の結果に基づいて行われ、実施される枠組のすべての要素を反映することになる。
15. 当委員会は、改訂された枠組を構築するに当り、同枠組がより将来を見据えた(forward-looking)自己資本の充実度に係る監督手法となり、時間の経過とともに進化し得る性質のものとなることを企図した。本枠組が市場の発展やリスク管理実務の進歩に歩調を合わせていくためにはこうした進化が必要であり、当委員会は市場や実務の発展をモニターし、必要な場合には枠組の修正を行う所存である。こうした観点から、業界との継続的かつ広範な対話は当委員会にとって大変有益であったため、当委員会は今後とも対話の機会を拡大していきたいと考えている。当委員会はまた、今後の作業項目について常に業界に周知していく所存である。
16. そうした相互交流が特に重要となる分野のひとつはダブル・デフォルト

に関連するものである。当委員会は、本件の解決策を決定するに先立って、計測結果をはじめ全ての側面への影響を検討することが不可欠ではあるものの、ダブル・デフォルト効果の認識は必要と考えている。当委員会は、改訂された枠組の実施に先立って、健全性の観点から適切といえる解決策を可能な限り迅速に見出す意図を持って、引続き作業を行う。当委員会は、本作業と並行して、トレーディング業務に関する様々な論点（将来の潜在的なエクスポージャー等）について証券監督者国際機構（IOSCO）との間で共同作業を開始した。

17. 当委員会がより長期的な性質の追加的作業を行う意向を持っている分野のひとつは、適格自己資本の定義に関連するものである。本作業の動機のひとつとなったのは、本文書に提示する枠組において期待損失と非期待損失の取扱いの変更およびこれに伴う引当金の取扱いの変更が行われた結果として、一般的に、総所要自己資本に対する Tier1 所要自己資本が低下する傾向にあるということである。また、本枠組の下で自己資本基準を単一の国際的基準に収斂させるためには、事業を継続しつつ予期せざる損失の吸収に用いることができる一連の資本調達手段に係る合意を明らかにすることが究極的には必要となる。当委員会は、1998年10月の「自己資本の基本的項目（Tier1）としての発行が適格な資本調達手段」と題するプレスリリースにおいて、Tier1 自己資本の適格項目の修正に引き続き、自己資本の定義の見直しを行う意図を表明した。当委員会は今後、規制上の自己資本の定義を巡る論点を更に検討するが、このより長期的な作業の結果としての変更については、本文書に提示する改訂された枠組の実施以前に提案するつもりはない。当委員会はこの間、規制自己資本の構成に関する1998年の決定が各国間で整合的に適用されることを確保するための努力を継続する。

18. 当委員会はまた、リスクと経済資本を定量化する試みをはじめ、銀行業界の潮流となっているリスク管理実務について業界との間で話し合いを継続する努力を行う。過去10年間、幾つかの銀行が主要業務から生じる信用リスクのモデル化に資源を投入してきた。これらのモデルは、地理的区分や商品ラインを超えて信用リスクを定量化し、合計し、管理する手段として開発されている。本文書に提示されている枠組では、そうした信用リスク・モデルから導き出された数値を自己資本規制上の目的で用いることは認められていない。しかし、当委員会は、そうしたモデルの実績および銀行間の比較可能性について、引き続き積極的に対話を行うことが重要であると認識している。当委員会はまた、改訂された枠組を成功裡に実施することにより、銀

行と監督当局は本課題に取り組むうえで極めて貴重な経験を得ることができると考える。当委員会は、I R B手法は純粹に規制に基づく信用リスク測定と、より完全に信用リスクの内部モデルに基づく手法との中間点にあると考える。信頼性、比較可能性、検証、および競争条件の公平性に係る問題点に適切に対処することができれば、この連続線に沿って更に前進することは原則として可能である。それまでの間は、監督上の検証プロセスや銀行のディスクロージャーにおいて、信用リスクの内部モデルの実績にも注意を払い、関連事項に関する情報を蓄積していくことが非常に有益であると当委員会は考える。

- 19 . 本文書は四部から成る。第一部では適用範囲を取り扱い、銀行グループ内で自己資本ルールがどのように適用されるかを詳述する。信用リスクおよびオペレーショナル・リスクに係る最低所要自己資本の計算、ならびにトレーディング勘定関連の幾つかの論点については第二部で取り上げる。第三部と第四部では、監督上の検証および市場規律に関する期待についてそれぞれ概説する。